

令和元年 5 月定例会

五 島 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和元年 5 月 20 日

五 島 市 教 育 委 員 会

令和元年5月定例会会議録

1 日 時 令和元年5月20日(月) 午後1時28分～午後2時12分

2 場 所 市役所3階 第2委員会室

3 出席者 教育委員 坂本泰蔵

教育委員 佐藤清美

教育委員 杉川好隆

~~教育委員 濱村悦子~~

教育長 藤田清人

4 欠席委員 濱村悦子

5 会議に出席した者の氏名

総務課長 蓮本光之 学校教育課長 角田亮明

生涯学習課長 大宥昭三 学校教育課課長補佐 島博則

総務課総務班係長 坂口きくみ 総務課施設係長 橋口権一

学校教育班係長 入江友彦 学校教育班係長 谷川智子

~~生涯学習推進班係長 鷹見留美~~ 生涯学習推進班係長 大賀慎吾

文化会館館長代理 北川竜洋 ~~富江分室長 北川保~~

玉之浦分室長 近藤健二 三井楽分室長 貞方秀吉

岐宿分室長 小柳千敏 奈留分室長 江口忠俊

(合計/書記含め15名)

6 欠席者 ~~————~~で消去

7 傍聴者 なし

8 書記 総務班係長 谷川克博

9 議題及び議事の概要

教育長（藤田 清人）が開会を宣告（午後 1 時 28 分）する。

教育長が前回会議録の承認について議題に供し、蓮本総務課長が 4 月定例会の会議録を説明の後、教育長が各委員へ審議を諮ったが、質疑、意見もなく承認された。

教育長報告

教育長から以下のことについて報告がなされた。

- 1．5 月 1 9 日、小学校 4 校の運動会が予定されていましたが、そのうち 3 校が実施、1 校が本日に順延されました。
実施校 3 校のうち 1 校は運動場で、残り 2 校は体育館での実施となりました。
- 2．5 月 7 日、大浜地区公民館を皮切りに公民館運営審議会の委嘱状交付式を 6 月 5 日の福江地区公民館まで、市内 1 3 公民館で実施しているところです。
- 3．5 月 1 8 日、五島市 P T A 連合会総会が開催されました。
祝辞の中で五島市の教育方針と概要説明を行い、特にふるさと教育の推進、さらに五島っ子のさわやか運動の推進、その中でも特にあいさつの定着について、P T A と連携して取り組めるよう重点活動事項に入れていただきました。新旧役員の改選もスムーズに終わり令和元年の重点活動事項や努力事項についての丁寧な審議がなされ盛会裏に総会を終了することができました。学校、家庭、地域の連携を図り、行政としても地域に開き、地域と共にある学校づくりを目指して支援、援助をしてまいりたいと考えております。

今の報告に何か聞きたいことがありましたら、どうぞお願いいたします。

全 員

ありません。

教 育 長

ないようでしたら、教育長報告を終了いたします。

教育長が、議案の審議に入る旨述べる。

議案第 39 号 教育財産の処分について

議案第 40 号 五島市教職員住宅管理規則の一部改正について

教育長

議案第 39 号「教育財産の処分について」と議案第 40 号「五島市教職員住宅管理規則の一部改正について」を一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。

蓮本課長

議案第 39 号につきまして、今回処分したい財産は、先月の定例会において協議事項として説明した三井楽町の教職員住宅で、長崎大学の学生を中心とした組織が三井楽空き家再生プロジェクトの拠点施設として活用したい旨の申出があったことから、教職員住宅 1 棟を教育財産としての用途を廃止したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 2 号及び五島市教育委員会に対する事務委任規則第 4 条の規定に基づき承認を求めます。

次に議案第 40 号につきましては、用途を廃止するにあたって、別表の管理番号 306 号を削除するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条の規定に基づき承認を求めます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

全員

ありません。

教育長

質疑、意見ありませんので、承認されたものといたします。

議案第 41 号 平成 31 年度教育費歳入歳出補正予算（第 1 号）について

教 育 長

議案第 4 1 号「平成 3 1 年度教育費歳入歳出補正予算（第 1 号）について」事務局から説明をお願いします。

蓮本課長

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、教育費に関する補正予算について市長に対する意見を求めるものでございます。今回の補正は旧五輪教会の工事に伴う事業費の追加及び資料館での大貝彌太郎氏の企画展に係る経費の追加が主なものであります。（別冊教育費補正予算書により説明）
以上で説明は終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

全 員

ありません。

教 育 長

質疑、意見等ありませんので、承認されたものといたします。
以上で、議案の審議を終了いたします。

報告第 1 1 号 五島市公民館運営審議委員の委嘱について

教 育 長

報告第 1 1 号「五島市公民館運営審議委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

蓮本課長

公民館運営審議会は社会教育法第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、公民館ごとに設置するものであります。今回、全 1 3 地区において任期が 3 1 年 3 月 3 1 日までとなっておりますので、名簿のとおり教育長に委任する規則により処理したいため報告し、承認を求めるものでございます。なお、任期は 2 年となっております。
以上で説明を終わりますがご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

坂本委員

公民館長や審議委員はどなたが選ぶことになるのですか。

大宥課長

基本的にはそれぞれの地域とご相談させていただきまして、まずは館長にふさわしい方を推薦していただき、教育委員会で委嘱をするという形になっております。

坂本委員

それでは、審議委員については、館長を選んだあと館長がこの人がいいのではという形で進めているということですか。

大宥課長

館長を含めて人選をすることもあります。それぞれの地区にある団体から人選をするという取り決めもありますので、そういったことも尊重しながら、その団体の代表の方や推薦をしていただいた方に館長を含めて相談をして最終的には決めさせていただいているという状況です。

坂本委員

そういった作業をしてく中で主事さんの関わりはあるのですか。

大宥課長

主事も関わっております。

教 育 長

他ございませんか。

全 員

ありません。

教 育 長

質疑、意見等ありませんので、承認されたものといたします。

報告第12号 五島市福江地区公民館主事の解嘱について

教 育 長

報告第12号「五島市福江地区公民館主事の解嘱について」事務局から説明をお願いします。

蓮本課長

本案は、本年3月の定例教育員会において議案第11号として委嘱の承認を得ておりました、福江地区公民館主事について、4月末日付けで辞職したい旨の届出があり、解嘱について教育長より申し出があったので社会教育法第28条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定及び教育長に委任する規則により処理したいため報告し承認を求めるものであります。なお、公民館主事については、五島市公民館条例第4条の定めにより市が設置する公民館に置くこととなっております。後任等については、担当より補足説明をさせます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

大宥課長

後任につきましては、現在募集をしているところであります。今月中に選考をして、6月1日から採用したいと考えております。

杉川委員

募集中ということですが、募集方法を教えてください。

大宥課長

募集に関しては、期間が短く急を要したことから、五島市のホームページとハローワークで募集をかせさせていただきました。

杉川委員

報酬等はどうなっていますか。

大宥課長

嘱託職員になりますので、条例により額が定められております。

教 育 長

他ございませんか。

全 員

ありません。

教育長

質疑、意見等ありませんので、承認されたものといたします。

報告第13号 五島市社会教育委員の委嘱について

報告第14号 五島市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

教育長

報告第13号「五島市社会教育委員の委嘱について」と報告第14号「五島市生涯学習推進協議会委員の委嘱について」は一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

蓮本課長

五島市社会教育委員は社会教育行政の円滑な運営を図るため、社会教育法第15条の規定に基づき設置するもので、委員の任期が31年3月31日となっておりますので今回名簿のとおり、教育長に委任する規則により処理したいため報告し、承認を求めるものでございます。なお、任期につきましては、2年となっております。次に、報告第14号の生涯学習推進協議会委員の委嘱については、五島市の生涯学習に関する方策を積極的に推進するため設置するものであり、社会教育委員をもって充てております。任期は同じく2年となっております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願います。

教育長

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

全 員

ありません。

教育長

質疑、意見等ありませんので、承認されたものといたします。

次に、その他に移ります。

先にお配りしておりました、「教育委員会 各課具体的施策の進捗状況と課題」について、何かございましたらご意見いただきたいと思います。

全 員

(本日は)ありません。

教育長

本日のところはないようですが、また時間をとってご覧いただき何かありましたら次回の定例会でご質問いただければと思います。
それでは、各課から報告をお願いします。

蓮本課長

- ・次回定例会は、市議会の関係で6月24日を予定しております。
- ・今月9日に奨学生審議委員会を開催し、大学生6名、高校生2名を奨学生として決定しております。
- ・6月19日より6月市議会が開催される予定となっております。
- ・来月の開催通知と一緒に「教育委員会各課具体的施策の進捗状況と課題（4月末現在）」を配付する予定ですので、来月の定例会で質疑・意見等を受けたいと考えております。
- ・明日の長崎県教育委員会連絡協議会総会については、この定例会終了後に説明等を行いたいと思います。

大宥課長

（事業実績報告）

- ・4月25日、五島市海洋少年団総会、五島市少年センター補導員連絡協議会総会を開催しております。
- ・4月27日、「みんなで楽しむ五島のむかしばなし」を開催しております。子ども32人、大人15人の参加を得ております。
- ・5月11日、12日、「第1回青少年音楽セミナー」を東京藝術大学との協力連携事業で開催しております。また、10月、11月にも開催を予定しております。

（事前報告）

- ・観光歴史資料館で現在「平成の五島史写真パネル展」を開催しており、今月末までの開催予定となっております。
- ・5月24日、五島市青少年健全育成連絡協議会総会を開催いたします。
- ・5月25日、「古本まつり」を開催いたします。
- ・6月2日、大浜地区公民館運動会（大浜小との合同運動会）が開催されます。
- ・各地区公民館運営審議会は、現在、7館終了しております。残り6館は順次開催いたします。

角田課長

- ・不登校児童の対応をしている適応指導教室「たけのこ」ですが、「適応指導教室」という名称を「教育支援教室」という名称に変更することに

ついて説明いたします。その理由につきましては、不登校児童生徒への支援の在り方について、ただ単に学校に登校する、あるいは学校に復帰するという事だけが目標ではなく、社会的自立そのものを目指すことが対応の在り方という国からの通知が示されております。それに伴い長崎県の教育センター内にある適応指導教室「ふれあい広場」も社会的自立を教育の立場から支援するという考えを全面に出すために「適応指導教室」から「教育支援教室」へ名称を変えております。従って五島市においても、国や県の流れにそって「たけのこ」の名称を「教育支援教室」として、設置の目的や具体的業務の中に教育的立場からの支援という部分を挿入し、新たにやっつけようと考えております。この場でご了解いただけましたら、6月1日から「教育支援教室」に名称を変更したいと考えております。

- ・5月26日に、五島市の中総体の球技と武道、6月9日に陸上競技が開催されます。陸上競技の中総体は、中央公園陸上競技場のリニューアルオープンセレモニーも開催されるようになっておりますので、教育委員のみなさんにも是非ご覧いただければと思っております。

近藤分室長

旧平成小学校で毎年行われていた梅の実採りを、5月30日に行う予定です。

小柳分室長

6月2日に魚津ヶ崎公園において、第8回魚津ヶ崎あじさいまつりが開催されます。

教 育 長

只今の報告について、何か質問等ございませんか。

坂本委員

「みんなで楽しむ五島のむかしばなし」ですが、子ども32名、大人15名参加ということですが、大人の15名は講師も含めた人数ですか。また、講師はどのような方がされていますか。

大宥課長

この15名は、子どもの保護者または引率者の数になります。講師については、五島のむかしばなしを楽しむ会の会員の方々に講師になっていただいております。

坂本委員

「古本まつり」はどのような内容ですか。

大宥課長

これは市立図書館の友の会のみなさんの主催で毎年開催しております。この開催に向けては、古本を集めるところから始めており、各家庭でいらなくなった本を図書館に集めて、古本まつりで自由に持って帰っていただくという事業です。本はほぼ無料ですが、中には新しい本もありますので、10円から20円で販売もしております。

佐藤委員

各家庭でいらなくなった本は随時受け付けているのですか。

大宥課長

広報誌等で期間を定めて募集しております。

教育長

他ございませんか。

全 員

ありません。

教育長

ないようでしたら、以上をもちまして本日全ての日程を閉会いたします。
(午後2時12分)